

市民との協働に関する指針（案）

はじめに	・・・	1
第1章 指針の目的と協働の基本理念		
1 指針の目的	・・・	2
2 用語の使い方	・・・	2
3 協働の基本理念	・・・	3
4 協働の担い手としての役割	・・・	3
第2章 協働の現状と課題		
1 協働をめぐる現状	・・・	6
2 今後取り組むべき課題	・・・	7
第3章 協働のさらなる推進のために		
1 市民参加制度の充実	・・・	8
(1) 市民参加の考え方	・・・	8
(2) 計画段階における市民参加	・・・	9
(3) 実施段階における市民参加	・・・	10
(4) 評価段階における市民参加	・・・	11
2 市民公益活動の促進	・・・	11
(1) 市民公益活動促進の考え方	・・・	11
(2) 活動促進のための施策	・・・	11
3 協働の推進体制の強化	・・・	12
(1) 情報公開の総合的な推進	・・・	12
(2) 庁内の体制整備	・・・	12
(3) 協働意識の普及・啓発	・・・	13
(4) 指針の活用	・・・	13

## はじめに

少子高齢化や人口減少により、医療・介護需要の増加や労働力人口の減少、地域のつながりや連帯感の希薄化等、様々なところに影響が生じています。また、限られた財政状況の中で、市民ニーズや地域課題は多様化、複雑化しています。

一方、公共領域の課題を自主的に解決しようとする市民の関心も高まっており、サービスの受益者であるだけでなく、自ら公的サービスを提供したり、まちづくりを担う側でもある方向へと市民の役割意識が変化しています。

市民と市がそれぞれの持つ智恵や情報、技術、場所、時間などの社会資源を出し合い、相互理解を深めて長所を活かし合うことは、魅力あるまちづくり、そして分権時代にふさわしい「新しい公共」<sup>1</sup>を推進することが必要です。

このため、これからの市政運営においては、まちづくりの主役である市民の協力と参加が大変重要であるとの認識から、第四次総合計画<sup>2</sup>では、「市民との協働」のもとに、「みんなでつくる安心、希望、支え合いのまち柏」を実現していくことを目指してきました。

また、平成28年度を開始年度とする第五次総合計画では、地域への参加と活動の促進のための取組として、多様な市民活動の支援が盛り込まれ、市民の公益活動を支える拠点として、平成28年5月に柏駅前に柏市民交流センターを開設しています。

この度、平成16年に策定した「市民との協働に関する指針」について、協働の考え方や課題、市民参加の手法や市民公益活動推進のあり方を改めて整理し、その目的や理念を変えることなく、市民と市にとって、よりわかりやすく身近な指針となることを目指し、その内容を一部改定いたしました。

市では、この指針に基づき、市民の理解と協力、そして参加を得ながら、対等な立場で協働によるまちづくりを推進してまいります。

---

<sup>1</sup>「公」と「私」のパートナーシップのもとに役割を分担し、従来の枠組みを越えた「公共」を築く、新しい社会関係のあり方。

<sup>2</sup>目標とする都市像や施策を掲げた、市のまちづくりの計画の基本となる計画。

## 第1章 指針の目的と協働の基本理念

### 1 指針の目的

この指針は、市民と市との相互理解と信頼関係を構築するとともに、市民参加によるまちづくりを推進する、市民との協働に関する基本的な事項について定めるものです。

### 2 用語の使い方

この指針では、主な用語について以下のように使うものとします。

#### (1) 「行政活動」

地方自治法第2条第2項<sup>3</sup>に規定する事務を処理するために、市の機関が行う活動をいいます。

#### (2) 「市民」

本市内に在住、在勤または在学している個人及び市内に事務所を有する法人その他の団体をいい、個人のほか、町会・自治会やふるさと協議会・地区社会福祉協議会などの地域団体、ボランティアや公益活動を行う市民活動団体、生涯学習や趣味的活動を行う団体、共益団体<sup>4</sup>、事業者、学校法人、公益法人<sup>5</sup>等を含みます。

#### (3) 「市民公益活動」

本市における不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、市民の自由で自発的な意思に基づき自立的に行われるものをいいます。ただし、次に掲げる活動は除きます。

① 営利を目的とする活動

② 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

③ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

④ 特定の公職（公職選挙法第3条<sup>6</sup>に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

#### (4) 「市民公益活動団体」

もっぱら市民公益活動を行う法人その他の団体をいい、この指針でいう「市民」の中に含まれる概念のひとつです。

<sup>3</sup> 「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」とする規定。

<sup>4</sup> 相互の親睦・連絡・救済・福利厚生等を主たる目的とする団体。同好会、PTA、生活協同組合、農業協同組合など。

<sup>5</sup> 民法や他の特別法によって設立された法人で、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法に基づいて設立された、いわゆるNPO法人）を除くもの。

<sup>6</sup> 「この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。」とする規定。

#### (5) 「協働」

地域を市民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等性を基本に、市民と市がそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動体系です。

協働の形態には、市民（個人）と市、市民（大学）と市民（事業者）、市民（地域団体）と市民（市民公益活動団体）など、様々な組み合わせがあります。

この指針では、主として広義の市民と市との協働について定めます。

#### (6) 「市民参加」

市民の英知や行動力を反映した行政活動を行うため、政策や計画の立案から実施・評価に至る各段階において、市民が様々な形で自由な意思により主体的に参加することをいいます。

### 3 協働の基本理念

- (1) 協働は、市民の豊かな知見と創造的な活力を活かし、様々な立場の市民の誰もが、誇りと希望を持って住み続けられるまちづくりの実現に向けて、市民と市や市民同士が対等の立場で理解を深めながら推進するものです。
- (2) 協働は、市が果たすべき役割と責任を軽減するものではなく、より多様で質の高い公共サービスの提供やまちづくりの推進によって、公共の利益と福祉の増進を追求する取り組みのひとつです。
- (3) 市は、住民に最も身近な行政体として、市民公益活動の自立性と多様性を尊重しながら、行政活動の様々な局面で、その目的や内容、過程を広く市民に公開した協働によって、まちづくりを進めます。
- (4) 市は、協働の推進において、きめ細かさや迅速性に欠けるとされる行政の弱点と、安定性などに不安がある市民公益活動の弱点を補い、また、専門性、創造性、機動性、地域性など各主体固有の機能や特色を活かすよう努めます。

### 4 協働の担い手としての役割

#### (1) 市民の役割

協働における市民の役割は、基本理念にのっとり、まちづくりにおける責任と役割を自覚し、自らの工夫と智恵をもって主体的に協働の推進と公共福祉等の増進に努め、その責任を果たすことであり、単なる奉仕や、労力の提供ではありません。

個人の場合は、進んで様々な活動に参加したり、協働に関心を持って支援すること、事業者においては、豊富な人的・物的資源や経験の蓄積を協働のために提供すること、団体ならば、その市民公益活動についての情報を積極的に公開するなど活動が広く理解されるよう努めることや、専門性、機動性などの特性を活かした活動によって安定した社会的評価を得ることなどが望まれます。

#### (2) 市の役割

協働における市の役割は、基本理念にのっとり、協働を適切に推進するために、人材の育成、意識啓発、市民参加のしくみの整備、情報提供の充実、市民公益活動の促進、その他必要な施策を実施することです。

また，大学や事業者，地域団体や市民公益活動団体など市民同士が進める協働の推進や公共の福祉等の増進についても支援していくことが望まれます。

## 第2章 協働の現状と課題

### 1 協働をめぐる現状

#### (1) 社会システムの転換

これまでの社会システムは、税を主財源として平等・中立に基づき公共サービスを提供する行政と、出資者への利益配当を前提とし市場性に左右される経済活動を提供する事業者とが中心になって運営されるものでした。特に公共領域については、政策形成から事業の実施までを行政が一元的に担うのが当然とされてきました。

このシステムは、地縁のつながりが強く多くの人と同じ価値観で生きる社会においては効率性が高く、また、事業者が経済活動に集中できたことなどから、一定の機能を果たしてきました。

しかし、高齢化の急激な進行や少子化、価値観の多様化、地方分権の進展、財政状況の悪化など社会・経済環境が大きく変化し、地域社会の新たな課題が山積している今日、公共サービスの提供やまちづくりを行政が一元的に担う、これまでのようなシステムには限界があることが明らかになっています。

このため、福祉などの市民生活に身近なサービスや、環境保全などの地域の特性を活かしたまちづくりを中心に、きめ細かく効果的な行政運営を進めていく上では、行政に必然的に要請される公平性など固有の制約に縛られることなく、非営利で柔軟に対応できる市民が公共領域の担い手として重要な役割を果たします。

公共領域を担う市民は、地域団体から公益団体、各種法人、個人まで、活動の形態も内容も多様であり、各々の特性を活かした協働が望まれます。

#### (2) 協働の効果

市民と市や市民同士の協働が進むと、公共サービスの質の向上や行政コストの削減、職員の意識改革といった政策的な効果だけではなく、社会的観点や市民生活的観点から見た次のような効果も期待され、さらに協働の裾野を広げていく必要性が高まっています。

- ・市民と市や市民同士の相互理解と協力による、これからの地域に「あるべき公共」の具体化
- ・地域の課題を自ら解決することによる、地域民主主義の活性化
- ・生活の場に密着した公益活動を通じた、地域コミュニティの再生
- ・個人の働きがいや生きがいなどの自己実現の場の提供
- ・人と人のつながりが広がり、学びあい高めあうことによる成長
- ・地域社会での活躍の機会が少ない層（勤労者世代など）の参加の拡大
- ・新たな創業や事業展開の可能性

### (3) 協働の実績

市が取り組んできた市民との協働に関する実績には、次のようなものがあります。

#### ① 政策決定過程における市民参加

附属機関<sup>7</sup>の委員の公募，パブリックコメント<sup>8</sup>の実施，ワークショップ<sup>9</sup>の開催，アンケートによる意見の募集など

#### ② 福祉・健康分野の活動

地域における認知症高齢者サポート，障害者支援，健康づくり活動など

#### ③ スポーツ・文化分野の活動

マラソン大会やホームタウンチームのサポート，文化祭など

#### ④ 安全・安心分野の活動

駅周辺のパトロール，自主防災組織など

#### ⑤ 環境分野の活動

手賀沼の水質浄化や酒井根下田の森緑地，こんぶくろ池の保全など

#### ⑥ 地縁に根ざした地域活動

町会・自治会やふるさと協議会，地区社会福祉協議会，民生委員・児童委員，健康づくり推進員などの連携・協力による地域活動

#### ⑦ その他NPOとの協力

NPOへの委託，共催などによる事業

#### ⑧ 大学との連携

- ・産学官連携の分野での新産業創出施策
- ・まちづくりの分野で各種調査や計画策定への参画
- ・教育の分野で各種のセミナーや出前授業，体験学習の実施
- ・各種審議会等への委員としての参加

このほか，かつては近所付き合いや礼儀の範囲で行われてきた公道の清掃なども，近年では個人のボランティア活動として行われています。

地域社会の自助機能に，NPOによるコーディネートや支援なども加わって，様々な形で展開が広がりつつある状況です。

<sup>7</sup> 「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる（地方自治法第138条の4第3項）」という規定に基づき設置された市民などの外部有識者によって構成される機関

<sup>8</sup> 市の基本的な施策等を策定する際，その内容等を公表して市民等から意見の提出を受け，これを考慮して意思決定を行い，意見の概要と市の考え方等を公表する一連の手続。

<sup>9</sup> グループで課題の整理，分析，提言，提案などを行う体験型，実習型の研究会。

## 2 今後取り組むべき課題

行財政を取り巻く環境の変化を考えると、協働の重要性は一層高まるものと考えられます。従って、これまでの成果を活かして、市民と市や市民同士の協働を広げていくことが重要です。

そのためには、差し迫った地域課題への対応に向けて、市民と市が持つ固定概念を廃し、新たな形での市民参加と多様な主体との連携が求められています。市民と市が新たな領域の基盤づくりをしていくために、協働が必要不可欠なものであることを強く認識し、従来「市が行うべき」と考えられてきた分野や事業での協働の可能性についても検討し、より効果的かつ効率的な行財政運営に取り組むことが必要となります。

しかし、現在のところ協働の推進基盤は未だ脆弱であり、協働の言葉がひとり歩きして、市民参加の意欲をそいだり、誤解や摩擦を生む恐れもあります。また、市民公益活動には様々な形態や発展段階があり、個々には活発に行われていますが、活動の安定性や社会的評価、市との関係、団体同士の横のつながりなどの面では、全体としてさらに発展が期待されるところです。

今後の課題として、次のような点が挙げられます。

### (1) 市民との協働の考え方の共有化

- ・協働の考え方について、市民と市、あるいは市民同士の間での共有を図り、理解を深めること。

### (2) 市民側の課題

- ・自立性、透明性、継続性、安定性の向上を図ること。
- ・活動の目的と公共性、責任を明確にすること。
- ・活動の場を適切に管理・運営すること。
- ・活動資金の安定的確保を図ること。
- ・市民同士のネットワーク化を進めること。
- ・市が行う支援策等を適正に活用すること。

### (3) 市側の課題

- ・職員の意識改革を徹底すること。
- ・協働がふさわしい事業は、積極的に協働で実施すること。
- ・情報の提供や公開を積極的に進め、市民に対して、地域への愛着と自発的な取り組みによる住みよいまちづくりを共に推進するという意識の醸成に努めること。
- ・市民公益活動の自主性を尊重しながら、活動場所（拠点）の提供など活動を促進する適切な支援を行うこと。
- ・協働に関する総合的な助言や支援を担当する協働支援員の設置など、市民や市の協働を推進する専門的な窓口の充実を図ること。
- ・提案制度の導入など、市民のアイデアを積極的に取り入れ、地域団体や市民公益活動団体、大学や事業者まで多様な主体の参画を促すための施策を充実させること。

市民と市との協働をさらに推進するための施策として、市民参加制度の充実、市民公益活動の促進、協働の推進体制の強化の3点を重点項目とし、以下、その施策について体系づけます。

### 第3章 協働のさらなる推進のために

#### 1 市民参加制度の充実

##### (1) 市民参加の考え方

市民と市との協働関係を築くための基本的な要素のひとつが、市民参加の推進です。このため、政策や計画の立案から実施・評価までの様々な局面で自発的・主体的な市民参加を促進し、市民感覚に沿った効果的で効率的な行財政運営を進めることを目指します。

市民参加の方法は計画、実施、評価の各段階で次のとおりとし、市の機関は、市民参加の手続を行うときは、対象となる行政活動の性質・内容・影響及び市民の関心に応じて、適切な時期と方法を選択して実施するとともに、その結果を総合的かつ多面的に検討した上で意思決定を行うものとします。

##### ◇計画段階における市民参加

- ・ 附属機関に関する手続
- ・ 公聴会手続<sup>10</sup>
- ・ パブリックコメント手続
- ・ その他の市民参加手続

##### ◇実施段階における市民参加

- ・ 協働事業提案制度
- ・ アダプトプログラム（里親制度）
- ・ コミュニティビジネス
- ・ その他の市民参加手続

##### ◇評価段階における市民参加

- ・ モニタリング<sup>11</sup>
- ・ 成果の検証および評価

<sup>10</sup> 国や地方公共団体などの機関が重要な事項を決定する際に、利害関係者や学識経験者などを呼び、その意見を聞く制度

<sup>11</sup> 進行状況等について、継続的に点検すること。

## (2) 計画段階における市民参加

### ① 計画段階における市民参加の対象

市の機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ、計画段階における市民参加の手続の中から、適切な方法を選択して行うものとし、

- ・市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- ・市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、もしくはその権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- ・その他、広く市民に適用され、市民生活又は事業活動に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃で、市の機関が適当と認めるもの

ただし、次のいずれかに該当するものは、市民参加の手続を行うことを要しないものとし、

- ・緊急に行わなければならないもの
- ・軽微なもの
- ・市の機関内部の事務処理に関するもの
- ・金銭徴収に関するもの
- ・法令の規定等により実施の基準が定められており、当該基準に基づいて計画の策定等を実施するもの
- ・その他、前各号に準ずるもの

### ② 計画段階における市民参加の手続

市の機関は、計画段階における市民参加の手続を行うときは、その結果を活かすことができるように、適切な時期に相当の期間を設けて行うものとし、対象となる行政活動に関する情報等を積極的に公表するよう努めるものとし、

ただし、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号。以下「情報公開条例」といいます。）第7条に規定する不開示情報<sup>12</sup>を除きます。

また、市民参加に関する事項を公表するときは、行政資料室や担当窓口における供覧又は概要の配布のほか、市の広報紙やホームページへの掲載、その他効果的に周知できる方法のうち適切なものを選択して行うものとし、

<sup>12</sup> 法令等の規定又は国・県の機関の明示の指示により、公にすることができないと認められる情報、個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、など計6項目。

計画段階における市民参加の手續のうち，附属機関に関する手續，公聴会手續，パブリックコメント手續については，個別の規則等によって定められたとおりとします。

また，計画段階におけるその他の市民参加手續としては，市の機関は，様々な局面で広く市民の参加を得るため，次のような方法による手續を行い，実施にあたっては，手續の性質及び内容に応じて，必要な周知を行うものとしします。

- ・アンケート方式
- ・ヒアリング方式
- ・意見，作文，イラストなどによるアイデア募集方式
- ・説明会，講習会などの勉強会方式
- ・シンポジウム，フォーラム等の意見交換会方式
- ・懇談会，委員会等の合議方式
- ・公募などによりモニターや調査員，推進員等を委嘱する方式
- ・グループで課題の整理，分析，提言，提案を行うワークショップ方式

### (3)実施段階における市民参加

#### ①実施段階における市民参加の対象

市が行う事務事業の内，地域活動や市民生活に密着した事業，市が着手していない先駆的な事業，市民の自由な発想や地域の資源が活かされる事業，きめ細かさや高い専門性が求められる事業，迅速性が求められる事業など，市民との協働で行うことがふさわしい事業や，施設の管理運営など市民公益活動の特性が活かせる業務については，市民参加の対象とし，協働事業として実施することを基本とします。

また事業の実施に際しては，長期的な視点で協働事業による効果的，効率的かつ持続的な行財政運営への効果を鑑み，必要に応じた適正な事業費を算定し，予算措置を行うこととします。

#### ②実施段階における市民参加の手法

##### ・協働事業提案制度の運用

市民公益活動を行う団体等から，その専門性，創造性，地域性などの長所を活かした提案を公募し，提案者と市との協議によって，計画の決定や変更及び事業の選定を行い，委託，共催，実行員委員会方式など協働の様々な手法で実施する制度を運用します。

##### ・アダプトプログラム（里親制度）の活用

道路，公園，繁華街など，一定区域の公共の場所を養子に見立て，市民が里親となってその清掃・美化活動を行い，市は清掃用具の提供や傷害保険への加入，看板の設置などの支援を行います。

##### ・コミュニティビジネスの支援

地域の人々が，地域に潜在している資源（技術力，労働力，智恵，原材料など）を活用し，地域の課題の解決を目指して行うコミュニティビジネスに対し，情報提供などの必要な支援をします。事業の分野は，介護サービスや子育て支援などの保健・福祉型，まちおこしや国際交流などの地域振興型，リサイクル推進や環境保全などの資源循環型，文化やスポーツなどの生涯学習型，情報誌の発行や事業運営の支援などの中間支援・情報提供型など，多岐にわたります。

#### (4) 評価段階における市民参加

市民委員などで構成する協働推進組織の設置などによって、活動のモニタリングや成果の検証・評価及びその結果の公表を行い、評価段階における市民参加を促進します。

市の自己評価とあわせて協働推進組織によるモニタリングや評価を行い、また、個々の事業については各事業の計画・実施に参加した市民とともにモニタリング、評価を行います。事業の評価に際しては、事業の実施による直接的な成果だけでなく、地域への波及効果など多面的な成果を、事業の受益者や第三者からの視点も加えて評価するしくみを導入します。

## 2 市民公益活動の促進

### (1) 市民公益活動促進の考え方

公共領域の担い手としての市民の活動は、地縁型活動であれ、テーマ型活動であれ、これからのまちづくりにおける大きな原動力のひとつであり、地域社会の様々な課題に柔軟に対応できる可能性を持っています。

こうした可能性を十分に活かし、それぞれの特性に応じた公益的な事業やサービスが効果的に行われるために、市民公益活動の自立的発展を促進する支援等が必要です。

そこで、協働を推進する条件整備手法のひとつとして、市民が多様性と自主性を尊重しあいながら市民公益活動を安定的に継続し、また、その成果を広く社会に公開して評価を得るための活動促進施策を進めます。

### (2) 活動促進のための施策

#### ① 人材を活かす仕組みづくり

市民公益活動に関わる人材が質量ともに向上するよう、支援します。

- ・ 広報紙やホームページなどのメディア（媒体）、各種イベント、学校教育の場などを活用した意識啓発
- ・ 職員による出前講座や学びあう学習会など、講座、研修会の開催
- ・ ボランティアの育成
- ・ 世代、性別、職業、活動分野などの枠を越えた人材のネットワークづくり
- ・ 専門家によるアドバイスの仲介など、相談機能の充実

#### ② 活動環境の基盤づくり

- ・ 情報の収集、提供  
ホームページや相談業務の活性化、情報の発信・受信両面の充実などを図ります。
- ・ 場所、設備の確保に対する支援  
支援窓口の運営、活動拠点・活動場所の提供、備品や機材等の貸し出し等に努めます。
- ・ 活動資金の確保や運営基盤の強化に対する支援  
補助制度の整理・充実（立ち上げ補助と自立化補助）、事業の委託、市民税等の減免措置等、市民公益活動団体の資金の確保に対する支援を行います。また、団体の運営基盤の強化を目的とした各種講座、研修会を開催し

ます。

- ・事業の後援・共催  
別に定めるところにより，市民公益活動の後援<sup>13</sup>や共催<sup>14</sup>を行います。
- ・市民公益活動団体のネットワーク化  
市民公益活動団体同士の情報交換や協力，共同での新たな試みがより活発になるよう，市民公益活動団体相互の交流のきっかけづくりや継続的なイベントの仕掛けなど，ネットワーク化を図ります。

### 3 協働の推進体制の強化

市の機関は，次のような施策を積極的に行い，市民と市との協働を推進するための体制の強化に努めます。

#### (1) 情報公開の総合的な推進

市政情報の提供及び公表を積極的に行い，地域課題の共有や市民公益活動への理解と参加，相互の交流を促す環境を整えるよう取り組みます。市政運営の様々な面において，市の課題認識，また課題解決に向けた各種制度や取組内容などが，市民の誰が見ても分かりやすくなるよう，創意工夫を凝らします。

- ① 柏市情報公開条例に基づき情報の提供及び公表を進め，情報公開の総合的な推進に努めます。
- ② 広報紙やホームページ等，多様な手法を活用して市政情報を提供するとともに，メディア（媒体）によって提供する情報にばらつきが生じないように，情報水準の均質化に努めます。
- ③ 市民公益活動団体などの活動情報を積極的に提供して，活動の促進や交流の橋渡しをするよう努めます。
- ④ パンフレット，チラシ類や広報紙，ホームページなど，市民に市政情報を提供する媒体については，図表を用いるなど，分かりやすく表現するよう努めます。
- ⑤ 市が保有する公共データを，市民や企業等に利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開します。

#### (2) 庁内の体制整備

- ① 庁内の連携を円滑にし，協働の考え方や進め方を共通認識することで，柔軟で機能的な推進体制を整備します。
- ② 協働に関する総合的な推進窓口を設置して，庁内外への啓発，相談の受け付け，各種の案内などを行います。
- ③ 予算編成や実施計画の策定などを通じて，協働による施策を推進していきます。

---

<sup>13</sup> 行事の趣旨に賛同し，その開催を援助すること。

<sup>14</sup> 行事の企画又は運営に参加し，共同主催者としての責任の一部を分担すること。

### (3) 協働意識の普及・啓発

協働によるまちづくりを進めるためには、協働の担い手である市や市民のひとりひとりがその意義やしくみを理解し、意欲を持って実践に取り組むことが欠かせません。

市民については、まちづくりにおける責任と役割を自覚して公共領域を担っていただくため、意識の啓発や市民同士の交流の促進などに取り組みます。

市については、アカウントビリティ（説明責任）の履行を意識した体制づくり、職員研修の充実・強化、職員の意欲を活性化させる人事制度の研究、必要に応じてのマニュアルの作成などにより、職員の意識の改革を図ります。

### (4) 指針の活用

まちづくりの主体である市民と市や市民同士が、対等なパートナーとして協働を進めていくためのきっかけとして、また、市民公益活動がさらに活発になるよう理解と支援を促すものとして、この指針を積極的かつ柔軟に運用していきます。

また、地方分権の進展や社会経済の変化、協働環境の状況などに応じ、定期的に見直しを行います。

#### 附 則

この指針は、平成16年10月1日から施行します。

#### 附 則

この指針は、公布の日から施行します。